

答 申 個 第 2 3 号

平成26年11月27日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

平成26年4月16日付け西区窓第3号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

法務局宛にファックスした文書の不存在による非開示決定についての異議申立てに対する決定 (諮問個第29号)

別 紙

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成26年2月24日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により「西京区市窓課より法務局宛ファックス送信された書類「2012/3/28 発信」（全15枚）のうちP4とP5」の開示を請求した。
- (2) 実施機関は、「法務局に提出した文書の控えを作成していないため」との理由により、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成26年3月14日付けで、異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成26年3月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

不存在による非開示決定通知書、理由説明書、追加理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書（以下「本件文書」という。）について

異議申立人からは、平成23年8月頃から、除籍の記載及び文字の訂正等について誤りがあるとの相談があり、除籍の再製について協議を続けていたものである。

本件文書は、実施機関が、戸籍の再製に関して、京都地方法務局（以下「法務局」という。）へ異議申立人と実施機関との経過を説明した文書の補足資料として同年3月28日にFAX送信した文書（15枚）の内の2枚である。

このFAX送信した文書は、「FAX送信票」（1枚）、「西京区役所市民窓口課から異議申立人へ渡した文書」（4枚）及び「異議申立人が西京区役所市民窓口課に持参し

た文書」(10枚)であると推測され、異議申立人が個人情報開示請求書に添付した資料によると当該文書は15枚の中の「西京区役所市民窓口課から異議申立人へ渡した文書」(4枚)のうちの2枚である。

なお、異議申立人の除籍の再製は、異議申立人との度重なる調整を経たうえで、平成24年6月28日に異議申立人からの申出を受けた後、法務局に報告を行い、平成24年7月20日付けの同局長からの通知を受けて、適法かつ正当に完了している。

(2) 本件文書を不存在による非開示としている理由について

異議申立人が求めている文書に関して、実施機関において、同日に法務局戸籍課に対して文書をFAX送信した事実は確認できるものの、それぞれ別々に保管している文書の中から必要と思われるものを15枚抽出し、送信後それぞれ元に戻したものと考えられ、送信した文書15枚をひとまとまりという形では残していない。

また、異議申立人に関わる文書については、上記の経過の中で平成23年6月10日以後、当時の課長及び係長が、異議申立人が実施機関に持参した文書及び郵送した文書並びに実施機関から異議申立人に郵送及びFAX送信した文書を保管していた(各自が、それぞれ、どの文書を保管していたかは不明である)。

平成24年4月、課長の人事異動に伴い、新任課長に引き継ぐために、当時の係長が、前任課長の資料と当該係長の資料の中から、重複して保管していた資料や案件の引継ぎに不必要な資料を不要分として処分し、異議申立人に係る一件ファイル(簿冊)として、種類ごとの時系列で整理したことを確認した。

本件文書については、異議申立人に文字の訂正、更正等の協議のために送付したものと推測され、この整理の際に、不要分として処分したと考えられる。

本件文書については、京都市公文書管理規則別表第7項に規定する保存期間1年未満のものであり、廃棄しても文書管理上何ら問題がないものである。

なお、現在上記簿冊には、

- ・平成23年6月10日から平成24年1月4日までに異議申立人が西京区役所市民窓口課に持参した22件(43枚)の文書、
- ・平成24年1月5日から同年3月15日までに異議申立人が郵送した12件(37枚)の文書
- ・平成23年9月29日から平成24年1月31日までに西京区役所市民窓口課から異議申立人に郵送及びFAXした9件(14枚)の文書
- ・平成24年4月2日から同年10月1日までに異議申立人から受領した文書25件(151枚)
- ・平成24年5月28日から同年8月10日までに西京区役所市民窓口課から異議申立人に郵送した3件(11枚)の文書

が保存されている。

5 異議申立人の主張

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

請求した書類がある（存在する）と考えます。いわゆる公文書です。公務でファックス送信しているのです、メモとは考えられない。

市民窓口課長は、前任者から引き継いでいるので、平成24年3月に文書が2枚あることは認識していた。また、私は当時所有しており、市民窓口課長に平成25年6月に見せた。

平成25年8月から平成25年12月 この2枚は保有していないと回答しなかった。偽物を私に握らせ、不存在と白状しなかった。

平成26年2月24日、ファックス跡の見本を添付して請求したところ、ファックス送信した当時には、絶対に控えとか原本とかのファックスの元になった文書は存在したのに「本件文書を保有していない」と回答した。これは、次の(1)とも(2)とも取れる。

- (1) 控えを作成していないだけで全部ある。(控えがないのでどの文書か分からん。だから不存在なんだ。)
- (2) やっぱり本件文書はゴミ箱行きになっていたのか。

平成26年6月10日に電話で確認をとって、確信がやっと持てた。

西京区役所市民窓口課は、本件文書を破棄したと初めから言えばよいのに、10箇月間も「ない」ということを白状しなかった。よっぽど本件文書を破棄したことが不都合なことのように見える。

理由説明書の1の「控えを作成していない」と2の「控えを残していない」は違う。控え（原本）は当初はあったが、処分したのです。作成していないは虚偽です。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件文書について

本件文書は、実施機関が、除籍の再製に関して、異議申立人と実施機関との経過を法務局に説明した文書の補足資料として、同年3月28日にFAX送信した文書（15枚）のうち2枚である。

- (2) 本件処分について

実施機関の説明によると、本件文書は、平成24年4月の課長の人事異動による引

継ぎのため、それまで当時の課長及び係長が個別に保存していた文書を簿冊にまとめた際に、不要であると判断して廃棄した可能性が高いとのことである。

当審査会は、事務局をして、実施機関が保有している簿冊を検分させたところ、その中には異議申立人に宛てた文書が時系列的に保存されていたが、本件文書については保存されていないことを確認した。

実施機関の説明によると、除籍の再製という事案は極めて少なく、更に法務局への相談を行う事案は極めて特異であるとのことである。そうしたなかで、本件文書は、除籍の再製をめぐる実施機関の取扱いに不満を抱いていた異議申立人とのやりとりの一部をなすものであり、かつ、法務局にこの件に関する経過報告をした文書の一部をなすものでもある。「引継ぎ」が行われたとされる平成24年4月は、除籍の再製の完了（平成24年7月20日）以前のことである。このような段階で本件文書を「不要」と判断して廃棄した可能性が高いということは、文書管理上の問題として、疑問が残らないわけではない。しかしながら、法務局と異議申立人が現に本件文書を保有していることからすると、実施機関が本件文書を意図的に廃棄することで利益を得るような理由も見当たらないことから、引継ぎ時に廃棄したものと考えられるとする実施機関の説明には、特に不自然な点は認められない。

なお、実施機関は、本件処分において、不存在の理由を「控えを作成していないため」とし、また、平成25年5月15日付け理由説明書では「控えを残していない」としている。実際には、上記のとおり、引継ぎの際に本件文書を廃棄してしまったことが不存在の理由である。結論として本件文書が不存在であること自体は認められるものの、本件処分において不存在の理由の記載が不十分なものであり、更に理由説明書においても不十分な説明しかしていないことは遺憾であり、今後、適切な対応を行うよう要望する。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成26年4月16日 諮問（諮問個第29号）
5月15日 実施機関からの理由説明書の提出
6月4日 異議申立人からの意見書の提出
6月26日 実施機関の職員の理由説明（平成26年度第2回会議）
7月15日 実施機関からの追加理由説明書の提出
7月23日 異議申立人の意見陳述（平成26年度第3回会議）
8月26日 審議（平成26年度第4回会議）
9月24日 審議（平成26年度第5回会議）

10月23日 実施機関の職員の理由説明（平成26年度第6回会議）

11月27日 審議（平成26年度第7回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）